8　「所得税の額（別表六(一)「6の③」）　㊱」の欄の記載に当たつては、別表六(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を「別表六(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載すること。

別表1の11上の表中「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「21」＋別表六の二(五)「37」＋別表六の二(六)「50」＋別表六の二(七)「24」＋別表六の二(八)「42」＋別表六の二(九)「24」＋別表六の二(十)「38」＋別表六の二(十一)「43」＋別表六の二(十二)「25」＋別表六の二(十三)「29」＋別表六の二(十四)「27」＋別表六の二(十五)「37」＋別表六の二(十六)「22」＋別表六の二(十七)「22」＋別表六の二(十八)「47」＋別表六の二(十九)「19」）」を「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「22」＋別表六の二(四)「18」＋別表六の二(五)「12」＋別表六の二(六)「21」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「50」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「24」＋別表六の二(十二)「18」＋別表六の二(十三)「18」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「18」＋別表六の二(十六)「39」＋別表六の二(十七)「27」＋別表六の二(十八)「37」＋別表六の二(十九)「38」＋別表六の二(二十)「22」＋別表六の二(二十一)「22」＋別表六の二(二十二)「47」＋別表六の二(二十三)「19」）」に、「課税連結留保金（別表三の二「37」）／同上に対する税額（別表三の二「45」）／額／額」を「課税連結留保金額（別表三の二「38」）／同上に対する税額（別表三の二「46」）」に、「㉛の23.9％、23.4％又は23.2％相当額」を「㉛の23.4％又は23.2％相当額」に、「法人税額（㉝の23.9％、23.4％又は23.2％相当額）」を「法人税額（㉝の23.4％又は23.2％相当額）」に、「所得税の額（別表六の二(一)「13」）／外国税額（別表六の二(二)「16」又は別表六の二(二の二)「12」）」を「所／外」に、「得税の額（別表六の二(一)「6の③」）／国税額（別表六の二(二)「16」）」に改め、同表の記載要領第1号中「別表五の二(二)付表までにおいて」を削り、同第四号㈡中「第68条の11第７項」を「第68条の11第５項」に、「若しくは第68条の15の４第５項」を「、第68条の15の４第５項」に、「又は」を「若しくは第68条の15の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の特定経営力向上設備等に係る法人税額）又は」に改め、同号㈡中「別表六(二十四)「31」」を「別表六(二十八)「31」」に改め、同第五号中「(使途秘匿金」を「(連結法人に使途秘匿金」に改め、同第七号中「「所得税の額（別表六の二(一)「13」）　㊶」」を「「所得税の額（別表六の二(一)「6の③」）　㊶」」に、「各連結法人の別表七(一)「12の③」の金額の合計額」を「別表七の二付表三「1」の金額」に改め、同第十号を次のように改める。

10　「㉛の23.4％又は23.2％相当額　㉟」及び「法人税額（㉝の23.4％又は23.2％相当額）　㊲」の各欄は、平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「23.4％又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は23.2％」を消すこと。

別表1の11上の記載要領に次の1号を加える。

11　「所得税の額（別表六の二(一)「6の③」）　㊶」の欄の記載に当たつては、別表六の二(一)「6の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を「別表六の二(一)「6の③」」の金額から控除した金額を記載すること。